

# 遊漁に関する ルール

## 海面

①漁業法と水産資源保護法の規定を受けて、漁業の調整に関して必要な事項を定めた規則が「北海道漁業調整規則」です。この規則では、海面で行われる漁業に関する定めのほか、釣りなどの遊漁にも制限があるため、注意が必要です。

### [海面での主な制限の内容]

項目	根拠	対象魚種など
体長等による制限又は禁止	規則第39条	さけ・ます(20cm未満)、ほっき(7.5cm未満)等
禁止期間及び区域	規則第38条	ほっきがい、あさり、うに
河口付近におけるさけ・ます採捕の禁止	規則第42条、委員会指示	さけ・ます
遊漁者の漁具又は漁法の制限	規則第48条	③を参照してください

②漁業を営む権利を漁業権といい、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採ると、**漁業権侵害罪**や**窃盗罪**に問われることがあります。

(漁業権設定に関する詳細は、関係する漁業協同組合に確認してください。)

	漁業権(共同または区画)の内容となっている主な定着性水産動植物
海藻類	のり・ふのり・こんぶ・わかめ・ひじき・てんぐさ・まつも・もずく など
動物	うに・しゃこ・たこ・ほや・ほっかいえび・えむし など
貝類	あさり・あかかい・ほたてがい・ほっきがい・いかい・かき・しじみ・つぶ など

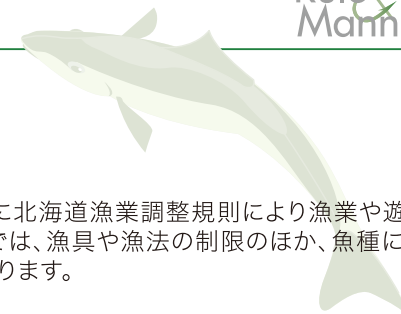
※あわび、なまこは漁業法により採捕が禁止されています。詳しくP2をご覧ください。

③遊漁者が行える漁具・漁法は次のとおりです(規則第48条)。

- ☆ 竿釣り及び手釣り
- ☆ たも網(網口及び網の長さの最長部が40cm未満に限る)
- ☆ 徒手による採捕

## 注意!!

トローリングやヘラ曳きは、漁法上『曳き縄釣り』に該当するため、遊漁者が行うことは、**禁止されています**。また引っ掛け釣りも、竿釣りに該当しないため同様に**禁止されています**。



## 内水面

①河川や湖沼などの内水面にも、海面と同様に北海道漁業調整規則により漁業や遊漁などに必要な事項を定めています。規則では、漁具や漁法の制限のほか、魚種により採捕が禁止されている区域や期間があります。詳しくは、18ページ以降をご覧ください。

### [内水面での主な制限の内容]

項目	根拠	対象魚種など
保護水面	規則第37条	すべての水産動物 周年
資源保護水面	規則第37条	知事指定魚種(やまべ) 指定期間(6/1~翌年3/31など)
漁業の禁止	規則第34条	さけ・さくらます・からふとます(刺し網、引っ掛け釣り)
その他制限事項	規則第38条	さけ・ます・やまべ・あゆの禁止区域や期間など
	規則第39条	
	規則第41条	禁止水産動物の区域や期間
	規則第47条	ブラウントラウト等外来3魚種(移植禁止)
委員会指示	漁業法第120条	千歳川・斜里川

### [規則で定める採捕に制限のある魚種]

水産動物	禁止期間	禁止区域
さけ・ます	周年	すべての内水面
やまべ	4月1日~5月31日	上川・空知・石狩・後志・檜山・渡島・胆振の各振興局所管区域の内水面
	5月1日~6月30日	日高・十勝・釧路・根室・オホーツク・宗谷・留萌の各振興局所管区域の内水面
あゆ	4月1日~6月30日	すべての内水面
	9月16日~10月31日	

②次の漁具・漁法を用いて水産動植物を採捕する場合は、知事の許可が必要となります(規則第36条)。

1. 刺し網
2. 流し網
3. 敷き網
4. 地びき網
5. 船びき網
6. はえ縄
7. 投網
8. どう<sup>※1</sup>
9. かご
10. やな<sup>※2</sup>
11. たも網<sup>※3</sup>
12. さで網<sup>※4</sup>

※3※4 網口又は網の長さが40cm以上のものに限る

※1どう

水産動物を誘致し、陥落させてとらえる

※2やな

水流→  
木や竹などを並べて川幅を堰き止め、魚捕部を設けて魚の走流性を利用してとらえる

※3たも網

40cm以上  
40cm以上  
40cm以上

※5やす

柄を持って目的物につきさす

※6かぎ

生物をひっかけて採捕

③次の漁具・漁法により、水産動物を採捕してはいけません(規則第40条)。  
 ・水中に電流を通す漁法・やす<sup>※5</sup>又はかぎ<sup>※6</sup>を使用する漁法(『引っ掛け釣り』を含む)  
 ・もじ網を使用する漁法・小型定置網・底建網

## 注意!!

・ひっ掛け釣りは「かぎを使用する漁法」に該当する**禁止漁法**です。